おいてこれらの者が利用する部分の床面積、当該部分の利用方法その他の事情を勘案して国土交通大臣が定める階を除く。）の階数に相当する数（床面積が一万平方メートルを超える階がある場合にあっては、当該数に当該階の床面積に応じて国土交通大臣が定める数を加えた数）以上設けるものでなければならないこととした。（第一四条第一項関係）

㈡　㈠により便所を設ける階においては、当該便所のうち一以上（当該階の床面積が一万平方メートルを超える場合にあっては、当該床面積に応じて国土交通大臣が定める数以上）に、車椅子使用者用便房を一以上設けることとした。ただし、車椅子使用者が車椅子使用者用便房を利用する上で支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでないこととした。（第一四条第二項関係）

3　劇場等の客席に係る建築物移動等円滑化基準の創設

劇場等の客席には、次の㈠又は㈡に掲げる場合の区分に応じ、当該㈠又は㈡に定める数以上の車椅子使用者用部分を設けることとした。（第一五条関係）

㈠　当該客席に設ける座席の数が四〇〇以下の場合　二

㈡　当該客席に設ける座席の数が四〇〇を超える場合　当該座席の数に二〇〇分の一を乗じて得た数（その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）

4　駐車場に係る建築物移動等円滑化基準の見直し

不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場には、次の㈠又は㈡に掲げる場合の区分に応じ、当該㈠又は㈡に定める数以上の車椅子使用者用駐車施設を設けることとした。ただし、車椅子使用者が駐車場を利用する上で支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでないこととした。（第一八条第一項関係）

㈠　当該駐車場に設ける駐車施設の数（当該駐車場を二以上設ける場合にあっては、当該駐車場に設ける駐車施設の総数。以下この㈠及び㈡において同じ。）が二〇〇以下の場合　当該駐車施設の数に一〇〇分の二を乗じて得た数（その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）

㈡　当該駐車場に設ける駐車施設の数が二〇〇を超える場合　当該駐車施設の数に一〇〇分の一を乗じて得た数（その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）に二を加えた数

5　施行期日

この政令は、令和七年六月一日から施行することとした。

◇港湾法施行令の一部を改正する政令（政令第二二二号）（国土交通省）

1　瀬戸内海に係る緊急確保航路の区域を変更することとした。（別表第五関係）

2　この政令は、令和六年七月一日から施行することとした。

◇電波法による旅費等の額を定める政令の一部を改正する政令（政令第二二三号）（総務省）

1　電波監理審議会の審理に出頭を求められた参考人が受ける日当の額の上限を八、一〇〇円から八、二〇〇円に引き上げることとした。（第三条関係）

2　この政令は、令和六年七月一日から施行することとした。

法律

出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律をここに公布する。

御名御璽

令和六年六月二十一日

内閣総理大臣　岸田　文雄

法律第五十九号

出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律

（出入国管理及び難民認定法の一部改正）

第一条　出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）の一部を次のように改正する。

第二条に次の一号を加える。

十七　電磁的記録　電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式をいう。以下同じ。）で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。

第六条第三項中「（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式をいう。以下同じ。）」を削り、同項第一号中「平成三年法律第七十一号」の下に「。以下「特例法」という。」を加える。

第十九条の四第一項第三号中「、在留期間」を削り、同項第四号を削り、同項第五号中「、交付年月日」を削り、同号を同項第四号とし、同項中第六号を第五号とし、第七号を第六号とし、同項に次の一号を加える。

七　その他法務省令で定める事項

第十九条の四第二項中「前項第五号」を「前項第四号」に改め、同条第三項中「には」の下に「、交付の日において本人の年齢が法務省令で定める年齢に満たない場合を除き」を加え、同条第四項中「前三項に規定するもののほか」を「第一項の規定により記載される事項の記載方法、前項の規定により表示される写真の表示方法」に改め、「、在留カードに表示すべきもの」を削り、同条第五項中「前二項」を「第三項」に、「ものについて、その全部又は一部」を「写真に係る事項のほか、次に掲げる事項」に、「ことができる」を「ものとする」に改め、同項に次の各号を加える。

一　在留期間

二　許可の種類及び年月日

三　在留カードの交付年月日

四　前三号に掲げるもののほか、法務省令で定める事項

五　第一項各号に掲げる事項、第三項の規定により表示される写真に係る事項及び前各号に掲げる事項について、出入国在留管理庁長官が記録した旨

第十九条の五第一項第一号中「から起算して七年を経過する日」を「（第十九条の十一第一項の規定による申請があつた場合は、当該申請をした者がその時に所持していた在留カード（次号及び第十九条の十五の三において「旧カード」という。）の有効期間の満了の日）後の十回目の誕生日（当該外国人の誕生日が二月二十九日であるときは、当該外国人のうるう年以外の年における誕生日は二月二十八日であるものとみなす。以下同じ。）」に改め、同項第二号を次のように改める。

二　永住者であつて、在留カードの交付の日に十八歳に満たない者（第十九条の十一第一項の規定による申請については、旧カードの有効期間の満了の日が十八歳の誕生日である者を除く。）　在留カードの交付の日（同項の規定による申請があつた場合は、旧カードの有効期間の満了の日）後の五回目の誕生日